

(高等学校等在学生用)

(別紙) 公益財団法人墨田育英会で定める家計基準について

公益財団法人墨田育英会で定める基準を上回る収入がある場合には、選考会への推薦を受けることはできません。収入が基準を上回っていないかどうかは下記の方法により確認することができます。

記

1 家計の収入金額を調べます。

収入金額は、原則として申し込み時の前年1年間の生計を共にする世帯の合算の収入金額で、父母以外の方が扶養している場合はその人の収入金額とします。

なお、収入金額は、給与所得の方の場合は課税(非課税)証明書の給与収入の額(源泉徴収票の場合は支払金額)、給与所得以外の方の場合は課税(非課税)証明書又は確定申告書の所得金額の欄に記入されている額になります。

2 下記の表より控除額を求めます。

区分	特別の事情	特 別 控 除 額		
所得区分を 対象とする 控除	給与所得者	収入金額が 329 万円以下の場合		収入金額と同額
		収入金額が 329 万円を超え、400 万円以下の場合		収入金額×0.2+263 万円
		収入金額が 400 万円を超え、878 万円以下の場合		収入金額×0.3+223 万円
		収入金額が 878 万円を超える場合		486 万円
本人を対象とする控除		28 万円		
世帯を対象 とする控除	母子・父子世帯	49 万円		
	就学者のいる世帯 (本人を除く)	小学生 1 人につき	8 万円	
		中学生 1 人につき	16 万円	
	※()内は自宅外通 学の場合の控除額		国 公 立	私 立
		高校生 1 人につき	28 万円(47 万円)	41 万円(60 万円)
		高専生 1 人につき	36 万円(55 万円)	60 万円(80 万円)
		大学、短大、大学院生 1 人につき	59 万円(102 万円)	101 万円(144 万円)
		専修(高等課程)生徒 1 人につき	17 万円(27 万円)	37 万円(46 万円)
		専修(専門課程)生徒 1 人につき	22 万円(62 万円)	72 万円(112 万円)
		障害者のいる世帯	障害者 1 人につき 86 万円	
	長期療養者のいる世帯	療養のために経常的に特別な支出をしている年間額(上限 200 万円)		
	主たる生活維持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出している年間額(上限 71 万円) ※住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費に限る		
	火災、風水害又は盗難等の 被害を受けた世帯	これらの被害のために増えた支出額又は減った収入額の年間金額		

3 収入金額から控除額の合計金額を差し引いた額が、下表の上限額を上回る場合には、選考会への推薦を受けることはできません。

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
上限額	143 万円	229 万円	264 万円	286 万円	307 万円	325 万円	341 万円

選考基準に基づく計算方法の具体例

例 1

家族構成	選考に反映する事情
本人	私立高等学校
父	給与所得者 課税証明書等の収入金額 800万円
母	無職（父の扶養者）
兄	専修学校（専門課程）、自宅通学

1 収入金額を調べる

父は給与所得者なので課税（非課税）証明書の給与収入の額（又は源泉徴収票の支払金額）が収入金額になる。（この事例では800万円）

2 控除額を算出する

- ・所得区分を対象とする控除＝463万円（800万円は、「400万円を超え、878万円以下の場合」に該当するので、 $800万円 \times 0.3 + 223万円 = 463万円$ ）
- ・本人を対象とする控除＝28万円
- ・世帯を対象とする控除＝22万円（兄は自宅から公立の専修学校専門課程に通っている）

3 収入基準を上回っていないか確認する

収入金額（800万円）－控除額（463万円＋28万円＋22万円）＝287万円
 →4人世帯の場合の上限額は286万円なので、この場合は貸付を受けられない。

例 2

家族構成	選考に反映する事情
本人	私立高等学校
父	自営業 確定申告書等の所得金額 400万円
母	夫の専従者 専従者給与 100万円
祖父	障害者

1 収入金額を調べる

- ・父は自営業（給与所得以外の者）なので、確定申告書等の所得金額の欄に書かれている額が収入金額となる。（この事例では400万円）。
- ・母は専従者（給与所得者）なので、課税（非課税）証明書の給与収入の額（又は源泉徴収票の支払金額）が収入金額となる。（この事例では100万円）。

2 控除額を算出する

- ・所得区分を対象とする控除＝100万円（母の収入金額は、「収入金額が329万円以下の場合」に該当するので、収入金額と同額の100万円が控除額となる。）
- ・本人を対象とする控除＝28万円
- ・世帯を対象とする控除＝86万円（障害者がいる世帯）

3 収入基準を上回っていないか確認する

収入金額（400万円＋100万円）－控除額（100万円＋28万円＋86万円）＝286万円
 →4人世帯の場合の上限額は286万円なので、この場合は貸付を受けられる。